汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱　フローチャート

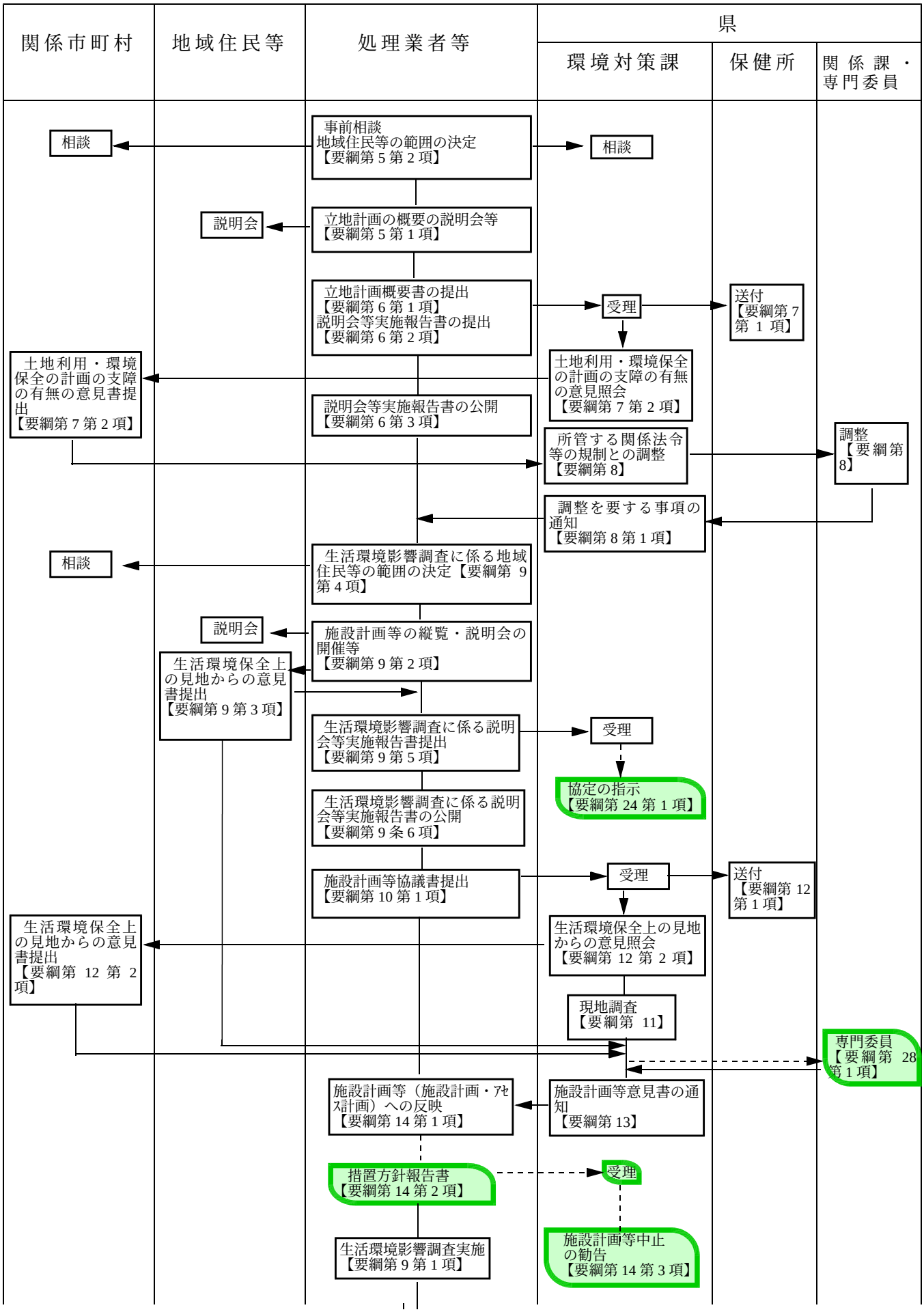

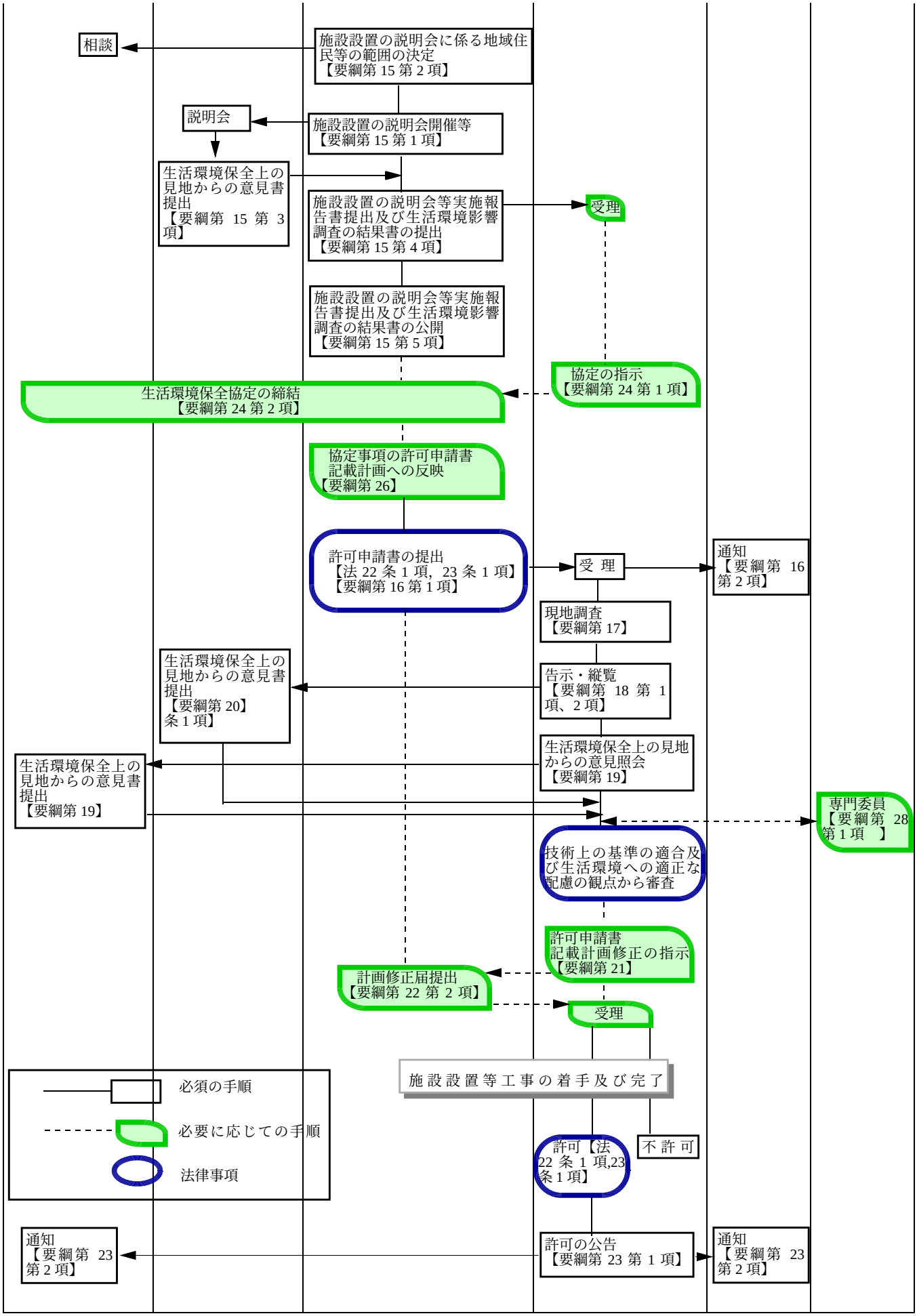
相談
施設設置の説明会に係る地域住民等の範囲の決定【要綱第 15 第 2 項】
説明会
施設設置の説明会開催等【要綱第 15 第 1 項】
生活環境保全上の見地からの意見書提出【要綱第 15 第 3 項】
施設設置の説明会等実施報告書提出及び生活環境影響調査の結果書の提出【要綱第 15 第 4 項】
受理
施設設置の説明会等実施報告書提出及び生活環境影響調査の結果書の公開【要綱第 15 第 5 項】
協定の指示【要綱第 24 第 1 項】
生活環境保全協定の締結【要綱第 24 第 2 項】
協定事項の許可申請書記載計画への反映【要綱第 26】
許可申請書の提出【法 22 条 1 項，23 条 1 項】【要綱第 16 第 1 項】
受 理
通知【要綱第 16 第 2 項】
現地調査【要綱第 17】
生活環境保全上の見地からの意見書提出【要綱第 20】条 1 項】
告示・縦覧【要綱第 18 第 1 項、2 項】
生活環境保全上の見地からの意見照会【要綱第 19】
生活環境保全上の見地からの意見書提出【要綱第 19】
専門委員【要綱第 28 第 1 項 】
技術上の基準の適合及び生活環境への適正な配慮の観点から審査
許可申請書記載計画修正の指示【要綱第 21】
計画修正届提出【要綱第 22 第 2 項】
受理
施設設置等工事の着手及び完了
必須の手順
必要に応じての手順
法律事項
許可【法 22 条 1 項,23 条 1 項】
不許可
通知【要綱第 23 第 2 項】
許可の公告【要綱第 23 第 1 項】
通知【要綱第 23 第 2 項】